

平成28年度における公共工事の前払の特例措置について

平成28年9月15日

水俣市では、前払金の早期支払を通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図るため、時間的な特例措置として、平成28年度発注工事に係る前払を行うことができる範囲を拡大し、水俣市公共工事請負契約約款の一部を改正しました。

**1 概要**

**<改正前>**

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

請負代金額	
前払金請求上限 (請負代金額の40%)	60%
従前からの使途充当分40%	



**<改正後>**

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

請負代金額	
前払金請求上限 (請負代金額の40%)	60%
特例分上限10% (100分の25)	

## **2 対象となる工事**

平成28年度に新たに請負契約を締結した工事が対象となります。

## **3 取扱いについて**

### **(1) 平成28年4月1日から平成28年9月14日までに契約を締結した工事について**

今回の特例措置の適用を受ける場合は、水俣市公共工事請負契約約款第54条の規定に基づく協議の上、水俣市公共工事請負契約約款第36条を変更する変更契約が必要となるため、協議書を事業担当課に提出してください。

※なお、既に前払金のすべてを使用している等の理由により、特例措置の適用を希望されない場合は、手続きは不要です。

#### **<手続きの流れ>**

- ①受注者から改正後の約款適用について、発注者（事業担当課）に協議書提出
- ②受注者と発注者（事業担当課）との間で変更協議
- ③受注者と発注者（契約担当課）との間で変更契約締結

### **(2) 平成28年9月15日（施行日）以降に契約を締結する工事について**

改正後の水俣市公共工事請負契約約款により契約を締結します。